

大阪市の公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

告 示

○町の区域新設	3
○町の区域変更	4
○寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	4
○落札者等の公示	5
○工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る入札参加資格	8
○平成23・24年度における工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（測量・建設コンサルタント等及び政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る入札参加資格審査の申請の方法	9
○平成23年度における測量・建設コンサルタント等（政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る入札参加資格審査の申請の方法	18
○大阪都市計画高度地区の変更の案の縦覧	20
○大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更の案の縦覧	21
○大阪都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧	22
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	22
○大阪市立青少年センターの臨時休館の承認	23
○長居陸上競技場ほか5施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認	23
○靱テニスセンターの臨時開場の承認	25
○大阪城弓道場の臨時開場の承認	25
○大阪市立東淀川体育館の臨時開場の承認	26
○大阪市立北スポーツセンターの臨時開場の承認	26
○大阪市立西スポーツセンターの臨時休場の承認	26
○大阪市立生野スポーツセンターの臨時開場の承認	27
○大阪市立旭スポーツセンターの臨時開場の承認	27
○大阪市立東住吉スポーツセンターの臨時開場の承認	27
○大阪市中心体育館の供用時間の変更の承認	28
○大阪市立修道館の供用時間の変更の承認	28
○大阪市立扇町プール及び大阪市立下福島プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認	29
○大阪市立大阪プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認	30
○大阪市立真田山プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認	30

○大阪市立浪速屋内プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認	31
○大阪市立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認	33
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	34
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	35
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の全部指定解除	36
○大阪市難波土地区画整理組合施行の土地区画整理事業において新たに施行地区となるべき区域	37
○大阪市難波土地区画整理組合施行の土地区画整理事業において新たに施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧	37
○大阪市阿倍野B2地区市街地再開発審査会委員の任命	37
○大阪市阿倍野C1-1地区市街地再開発審査委員会委員の任命	38
○市道の路線認定	38
○市道の区域決定	39
○放置自動車の処理	40
○新深江駅自転車駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認	41
○粉浜駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	42
○大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例に基づく自転車放置禁止区域の指定	43
○河川法施行令違反物件の除却	43
○舞洲運動広場ほか2施設の休業日の変更及び臨時休業の承認	44
○地縁による団体の代表者の変更	44
○地縁による団体の代表者の変更	45
○地縁による団体の代表者の変更	45
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	46
○大阪市淀川区選挙管理委員会委員長の就任	46
○大阪市東淀川区選挙管理委員会委員長の就任	47
○大阪市城東区選挙管理委員会委員長の就任	47
○大阪市鶴見区選挙管理委員会委員長の就任	47
○大阪市住之江区選挙管理委員会委員長の就任	48
○大阪市住吉区選挙管理委員会委員長の就任	48
○大阪市東住吉区選挙管理委員会委員長の就任	48
○大阪市平野区選挙管理委員会委員長の就任	49
公 告	
○一般競争入札の執行（中古普通自家用貨物車の売払い）	49
○一般競争入札の執行（舞洲工場回収金属及び大正工場破碎施設回収金属の売払い）	51

○職員団体の登録事項（大阪市職員労働組合において専従休職を与えられている者の氏名）……………	54
公立大学法人大阪市立大学公告	
○平成21年度財務諸表（公立大学法人大阪市立大学）の公告……………	55

告 示

大阪市告示第1207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項及び第2項の規定並びに大阪府市町村の区域内の町又は字の新設等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成17年大阪府条例第7号）第2条の規定により、本市此花区の一部における町の区域の新設について次のとおり告示する。

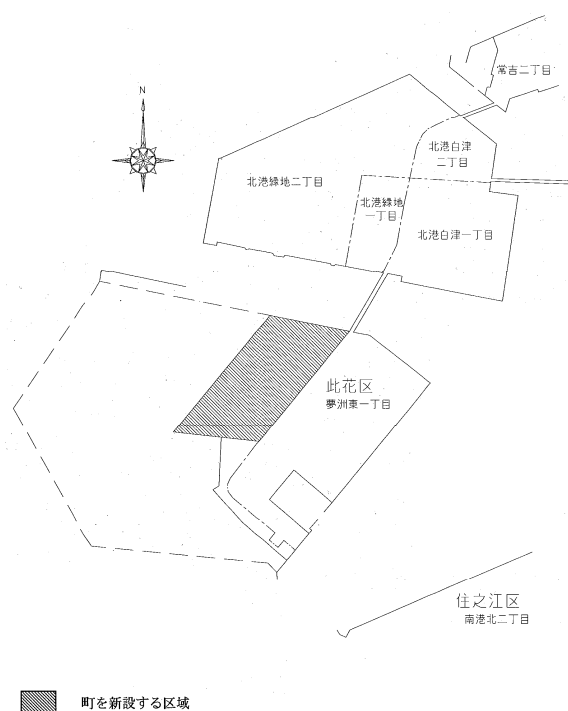
平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 公有水面の埋め立てによって新たに生じた土地の別図の斜線で示す区域をもって夢洲中一丁目を新設する。
- 2 実施期日

平成22年10月29日

別図



(市民局市民部住民情報担当)

大阪市告示第1208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項及び第2項の規定並びに大阪府市町村の区域内の町又は字の新設等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成17年大阪府条例第7号）第2条の規定により、本市此花区の一部における町の区域の変更について次のとおり告示する。

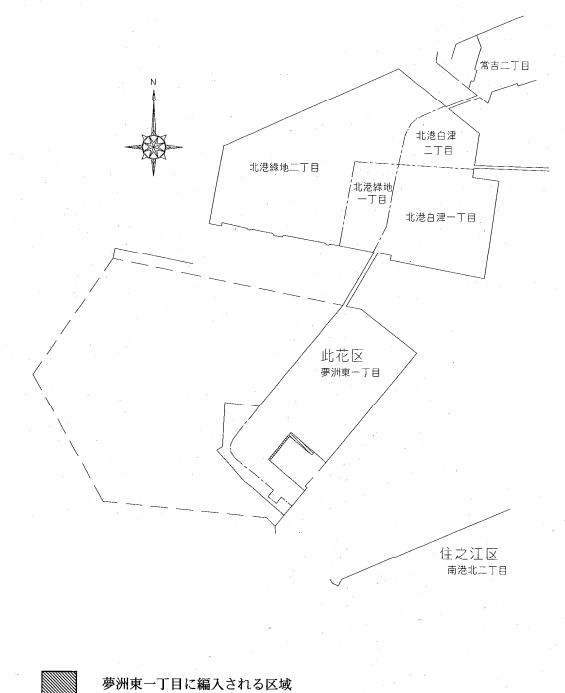
平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 別図で示すとおり、夢洲東一丁目の区域を変更する。
- 2 実施期日

平成22年10月29日

別図



(市民局市民部住民情報担当)

大阪市告示第1209号

大阪州市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の3第1項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成22年10月1日以後に支出される次の法人又は団体に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

法人又は団体の名称	法人又は団体の主たる事務所又は事業所の所在地
学校法人関西女子学園	兵庫県宝塚市花屋敷つつじガ丘7番27号

(財政局税務部課税担当)

大阪市告示第1210号

次のとおり落札者等について公示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎契約担当 契約管財局契約部物品等契約担当（大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号）

①湿式排ガス洗浄装置用活性炭（森之宮工場）下半期 21,000kg 概算買入
②一般 ③22. 9. 8 ④㈱十全チバフク 大阪支店 大阪市中央区今橋4-4-7 京阪神不動産淀屋橋ビル ⑤13,648,950円 ⑥22. 7. 23

①かせいソーダ（住之江工場）下半期 700,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④巽合成化学㈱ 大阪市西成区北津守4-4-21 ⑤20,425,650円 ⑥22. 7. 23

①尿素（西淀工場外4か所）下半期 780,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④フジオックス㈱ 大阪営業所 大阪市港区弁天1-2-1 オーク一番街2504 ⑤15,339,870円 ⑥22. 7. 23

①ポリ硫酸第二鉄（中浜下水処理場外3か所）下半期 2,241,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④フジオックス㈱ 大阪営業所 大阪市港区弁天1-2-1 オーク一番街2504 ⑤33,672,145円 ⑥22. 7. 16

①ポリ硫酸第二鉄（海老江下水処理場外3か所）下半期 2,754,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④巽合成化学㈱ 大阪市西成区北津守4-4-21 ⑤41,264,559円 ⑥22. 7. 16

①かせいソーダ（森之宮工場）下半期 450,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④曾我㈱ 大阪市中央区高麗橋2-4-11 ヒガシビル ⑤12,828,375円 ⑥22. 7. 23

①かせいソーダ（大正工場）下半期 440,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④横手通商㈱ 大阪市北区天神橋3-4-28 横手通商ビル ⑤

13,120,800円 ⑥22. 7. 23

①かせいソーダ（鶴見工場）下半期 600,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④横手通商㈱ 大阪市北区天神橋3-4-28横手通商ビル ⑤16,852,500円 ⑥22. 7. 23

①かせいソーダ（平野工場）下半期 840,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④横手通商㈱ 大阪市北区天神橋3-4-28横手通商ビル ⑤24,916,500円 ⑥22. 7. 23

①消石灰（西淀工場）下半期 610,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④㈱隅谷商店 大阪府東大阪市渋川町2丁目3番14号 ⑤14,603,400円 ⑥22. 7. 23

①高分子凝集剤（中浜下水処理場外5か所）下半期 122,200kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④本町化学工業㈱ 大阪支店 大阪市西区阿波座1-7-12 ⑤72,495,150円 ⑥22. 7. 16

①硫酸ばんど（平野工場外6か所）下半期 698,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④フジオックス㈱ 大阪営業所 大阪市港区弁天1-2-1オーク一番街2504 ⑤6,471,507円 ⑥22. 7. 23

①高分子凝集剤（舞洲スラッジセンター）下半期 200,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④協和産業㈱ 大阪府吹田市垂水町3-27-19 ⑤77,070,000円 ⑥22. 7. 16

①低食塩次亜塩素酸ソーダ（津守下水処理場外3か所）下半期 1,032,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④貴和化学薬品㈱ 大阪営業所 大阪市淀川区西中島4-13-24-503 ⑤30,990,960円 ⑥22. 7. 16

①かせいソーダ（舞洲工場）下半期 1,160,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④要薬品㈱ 大阪市西区京町堀3-2-7 ⑤27,526,800円 ⑥22. 7. 23

①かせいソーダ（東淀工場）下半期 360,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④和正産業㈱ 大阪支店 大阪市中央区淡路町2丁目1番10-305号 ⑤10,198,440円 ⑥22. 7. 23

①低食塩次亜塩素酸ソーダ（海老江下水処理場外3か所）下半期 990,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④和正産業㈱ 大阪支店 大阪市中央区淡路町2丁目1番10-305号 ⑤26,268,165円 ⑥22. 7. 16

①アンモニア水（西淀工場外4か所）下半期 622,400kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④林六㈱ 大阪市中央区久太郎町1-5-10 ⑤31,042,200円 ⑥22. 7. 23

①かせいソーダ（舞洲スラッジセンター）下半期 1,860,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④セイブ化成㈱ 大阪市西区江戸堀1-4-23 ⑤51,754,500円 ⑥22. 7. 16

①低食塩次亜塩素酸ソーダ（中浜下水処理場外3か所）下半期 1,576,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④大鳥産業㈱ 大阪市中央区平野町4-6-4メディアバードビルディング ⑤44,133,516円 ⑥22. 7. 16

- ①塩化カルシウム（森之宮工場外4か所）下半期 547,100kg 概算買入 ②一般 ③22. 9. 8 ④（有）吉川化学工業所 大阪営業所 大阪市中央区北久宝寺町2-1-7本町和光ビル ⑤14,476,266円 ⑥22. 7. 23
- ①A重油（港湾局）第3四半期 214KL 買入（単価契約） ②一般 ③22. 9. 3 ④商船三井テクノトレード㈱ 関西支店 神戸市兵庫区今出在家町3-1-33 ⑤55,545円 ⑥22. 7. 16
- ①灯油（平野下水処理場）第3四半期 買入（単価契約） ②一般 ③22. 9. 3 ④三徳商事㈱ 大阪市淀川区新高4-1-3 ⑤54,390円 ⑥22. 7. 16
- ①揮発油（環境局）第3四半期 142.9KL 買入（単価契約） ②一般 ③22. 9. 3 ④トーヨーエナジー㈱ 大阪市中央区徳井町2-4-14 ⑤115,290円 ⑥22. 7. 16
- ①灯油（環境局B）第3四半期 126KL 買入（単価契約） ②一般 ③22. 9. 3 ④トーヨーエナジー㈱ 大阪市中央区徳井町2-4-14 ⑤58,275円 ⑥22. 7. 16
- ①軽油（環境局）第3四半期 320.4KL 買入（単価契約） ②一般 ③22. 9. 3 ④トーヨーエナジー㈱ 大阪市中央区徳井町2-4-14 ⑤87,540円 ⑥22. 7. 16
- ①揮発油（消防局）第3四半期 98KL 買入（単価契約） ②一般 ③22. 9. 3 ④旭油業㈱ 大阪市北区中崎西1-6-4 ⑤120,750円 ⑥22. 7. 16
- ①A重油（中浜下水処理場外18ヵ所）第3四半期 91KL 買入（単価契約） ②一般 ③22. 9. 3 ④㈱丸井商会 大阪市西区九条南4-22-10 ⑤60,375円 ⑥22. 7. 16
- ①灯油（環境局A）第3四半期 210KL 買入（単価契約） ②一般 ③22. 9. 3 ④三徳商事㈱ 大阪市淀川区新高4-1-3 ⑤55,440円 ⑥22. 7. 16
- ①救急自動車 12台 買入 ②一般 ③22. 8. 4 ④大阪トヨペット㈱ 法人営業部 大阪市此花区北港1-4-64 ⑤174,426,000円 ⑥22. 6. 11
- ①スクープエンド型軽四輪ダンプ車 26台 製造 ②一般 ③22. 9. 16 ④大阪スバル㈱ 法人営業部 大阪市北区南扇町3-25 ⑤50,095,500円 ⑥22. 7. 30
- ①小型四輪有蓋ダンプ車（ハイブリッド車） 10台 製造 ②一般 ③22. 9. 16 ④大阪日野自動車㈱ 大阪市西淀川区千舟1-4-45 ⑤74,025,000円 ⑥22. 7. 30
- ①消防救急デジタル無線設備 一式 製造 ②一般 ③22. 9. 17 ④富士通㈱ 関西支社 大阪市中央区城見二丁目2番6号富士通関西システムラボラトリ ⑤2,079,000,000円 ⑥22. 7. 30
- ①安定化塩化第一鉄（中浜下水処理場外5か所）下半期 概算買入 ②随意 ③22. 9. 24 ④㈱大阪アルギン 大阪市淀川区西中島3-23-16セントランドビル ⑤45,588,900円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項（b）

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第1211号

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第6条に定める工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格は次のとおりとする。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

第1 入札に参加できない者

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実があった後2年間入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - (2) 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第2 入札参加者の資格

- 1 工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格を備えている者（第2号に掲げる資格については、同号に規定する税の納税義務を有する者に限る。）でなければならない。ただし、入札参加資格審査の申請（以下「資格審査申請」という。）の際、資格審査申請若しくは提出書類の重要な事項について虚偽の申請をし、又は重要な事実について申請をしなかった者にあつては、入札参加資格の承認を受けることができない。また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがある。
 - (1) 大阪府の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
 - (2) 大阪市税に係る徴収金を完納していること
 - (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱第3条に定める入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこ

と

- 2 希望種目が土木工事、建築工事（プレハブ工事、解体工事を除く）、舗装工事、電気工事、給排水衛生冷暖房工事及び造園工事の請負契約に係る入札（施工に特殊な技術を要する工事その他市長が資格を追加して定めることが適当でないと認める工事の請負契約に係る入札を除く。）に参加しようとする者に必要な資格は、前項に定めるもののほか、工事の種類及び予定価格を区分して、経営事項審査の結果を勘案して定める。ただし、災害その他緊急の必要があるとき、契約の性質又は目的によりこれにより難いとき、その他市長が特に必要と認めるときは、これと異なる取り扱いをすることができる。

附 則

この告示の規定は、平成23年4月1日以降に執行される入札について適用する。

（契約管財局契約部工事契約担当）

（契約管財局契約部物品等契約担当）

大阪市告示第1212号

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第8条に定める、平成23・24年度における工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約（測量・建設コンサルタント等及び政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の資格審査の申請の方法は次のとおりとする。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

第1 資格審査の申請時期及び方法

工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、次の申請時期に、業者登録システム（本市が行う入札参加資格審査に関する事務を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札参加資格審査の申請（以下「システム申請」という。）を行なわなければならない。

また、新規に申請する者は、上記の手続き後、第2に掲げる書類を提出しなければならない。

1 申請時期

(1) 定期申請について

	申 請 期 間	承 認 年 月 日
工事請負	平成22年11月19日から 平成22年12月17日まで	平成23年4月1日
物品供給等 ・業務委託	平成22年11月19日から 平成23年2月28日まで	

ただし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く。

(2) 随時申請について（工事請負、物品供給等・業務委託）

申 請 期 間	承 認 年 月 日
平成23年4月1日から平成23年4月30日まで	平成23年6月1日
平成23年5月1日から平成23年7月31日まで	平成23年9月1日
平成23年8月1日から平成23年10月31日まで	平成23年12月1日
平成23年11月1日から平成24年1月31日まで	平成24年3月1日

ただし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く。

2 申請方法

次のホームページより、申請期間内にシステム申請し、第2に掲げる書類が必要な者については、次に定める提出期限までに送付しなければならない。

ただし、申請時間は午前9時から午後5時30分までとする。

定期申請

	申請書類提出期限（必着）
工事請負	平成22年12月28日
物品供給等・業務委託	平成23年3月7日

随時申請

	申請書類提出期限（必着）
工事請負	申請期間終了日の翌日から7日以内
物品供給等・業務委託	

ホームページアドレス <http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>

送付先 〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

○工事請負

大阪市契約管財局契約部工事契約担当

○物品供給等・業務委託

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当

第2 提出書類（新規申請業者のみ）

- 1 使用印鑑届（入札・見積、契約の締結、契約代金の請求・受領等）に使用する印鑑を届けるもの）
- 2 印鑑証明書及び印鑑登録証明書（法人にあっては代表者、個人にあって

は本人のもの。申請日より3か月以内に発行されたもの)

3 営業所所在地等報告書（工事請負のみ）

第3 有資格者への通知

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた申請者に対しては、第1のとおり申請期間ごとに承認年月日を定め、入札参加資格の承認を業者登録システムにより通知する。

第4 承認期間

第1の各承認年月日から平成25年3月31日までとする。

登 録 種 目

「工事請負」関係

登 録 種 目							
010	土木一式工事	070	屋根工事	140	しゅんせつ工事	220	電気通信工事
011	プレストレスト コンクリート工事	080	電気工事	150	板金工事	230	造園工事
020	建築一式工事	090	管工事	160	ガラス工事	240	さく井工事
030	大工工事	100	タイル・れんが・ ブロック工事	170	塗装工事	250	建具工事
040	左官工事	110	鋼構造物工事	180	防水工事	260	水道施設工事
050	とび・土工・ コンクリート工事	111	鋼橋上部工事	190	内装仕上工事	270	消防施設工事
051	法面処理工事	120	鉄筋工事	200	機械器具設置工事	280	清掃施設工事
060	石工事	130	舗装工事	210	熱絶縁工事		

希 望 種 目

01	土木工事		
02	建築工事	A	建築工事
		B	プレハブ工事
		C	解体工事
03	舗装工事		
04	電気工事		
05	給排水衛生冷暖房工事		
06	造園工事		
07	橋梁・鋼管工事	A	鋼桁工事
		B	ピーシー桁工事
		C	鋼管工事
08	しゅんせつ工事		

09	諸設備工事	A	昇降機設置工事
		B	上下水道施設工事
		C	清掃施設工事
		D	機械器具設置工事
		E	消防施設工事
10	電気通信工事		
11	塗装・防水工事	A	塗装工事
		B	防水工事
12	たたみ工事		
13	とび・土工・コンクリート工事	A	交通安全施設工事
		B	防球ネットフェンス工事
		C	サイン工事
		D	遊具工事
		E	その他とび・土工・コンクリート工事
14	特殊工事	A	体育施設工事
		B	管更生工事
		C	テント工事
		D	石工事
		E	噴水・流れ設備工事
		F	築炉工事
		G	水門・門扉工事
		H	レール溶接工事
		I	土木構造物補修・ライニング工事
		J	熱絶縁工事
		K	さく井工事
		L	建具工事
15	その他工事	A	大工工事
		B	左官工事
		C	屋根工事
		D	タイル・れんが・ブロック工事
		E	鋼構造物工事
		F	鉄筋工事
		G	板金工事
		H	ガラス工事
		I	内装仕上工事

「物品供給等」関係

登 録 種 目							
01	事務用品・機器	17	テ ン ト	33	石 油 類	48	運 動 具
02	用 紙	18	タ オ ル	34	高 圧 ガ ス	49	楽 器
03	封 筒	19	産 業 用 機 器	35	自 動 車 販 売	50	模 型
04	印 章 品	21	建 設 用 機 器	36	自 動 車 用 品	51	図 書
05	活 平 版	22	農 業 用 機 器	37	自 動 車 修 理	52	道 路 標 識
06	軽 印 刷	23	家庭用電気機器	38	自 転 車 ・ 雑 車	53	看 板
07	フ ォ ー ム 印 刷	24	通 信 用 機 器	39	船舶・航空機・鉄道	54	銘 板
08	特 殊 印 刷	25	視 聴 覚 機 器	40	木 材	55	旗 類
09	製 本	26	〇 A 機器・用品	41	石 類	56	日 用 品 類
10	青 写 真	27	医 療 用 機 器	42	金 属 類	57	贈 答 用 品
11	家 具	28	理 化 学 機 器	43	造 園 材 料	58	百 貨 店 ・ 商 社
12	室 内 装 飾	29	医 薬 品	44	簡 易 建 物	59	消 防 ・ 防 災 用 品
14	舞 台 装 置	30	工 業 薬 品	45	そ の 他 材 料	60	食 糧 品
15	服 類	31	業務用厨房機器	46	学 校 教 材 具	61	福祉用品・機器
16	寝 具	32	写 真	47	黒 板		

「業務委託」関係

登 録 種 目					
大 分 類		中 分 類		小 分 類	
01	建物等各種施設管理	01	建 物 等 清 掃	01	庁 舎 清 掃
				02	病 院 清 掃
				03	室 内 環 境 測 定
				04	そ の 他 清 掃
		02	機 械 設 備 等 保 守 点 検	01	電 気 設 備
				02	自家用電気工作物保安管理
				03	冷 凍 設 備
				04	空調・冷暖房・換気設備
				05	エ レ ベ ー タ 設 備
				06	エ ス カ レ ー タ 設 備
				07	道路トンネル附帯設備
				08	屋外照明灯設備（街灯設備含む）
				09	信 号 設 備
				10	ポンプ設備（道路排水、小規模プール含む）
				11	燻 蒸 設 備 点 検
				12	定 温 設 備 点 検
				13	港 湾 標 識 灯 点 検

		14	その他設備（道路標識等）
03	通信設備保守点検	01	電 話 交 換 機
		02	無 線 設 備 （ 機 ）
		03	テ レ ビ 共 聴 設 備
		04	そ の 他 通 信 設 備
04	消防設備保守点検	01	火災報知機・消火設備・避難用設備等
05	附帯設備保守点検	01	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 等
06	環境関係測定機器保守点検	01	大 気 測 定 機 器 保 守 点 検
		02	水 質 測 定 機 器
		03	その他環境関係測定機器
07	浄化槽清掃・点検	01	浄 化 槽 清 掃
		02	浄 化 槽 点 検
		03	汚 水 枺 清 掃
		04	汚 水 処 理 施 設 保 守 点 検
		05	汲 み 取 り 処 理
08	貯水槽清掃・点検	01	貯 水 槽 清 掃 ・ 点 検
09	ボイラー清掃	01	ボ イ ラ ー 清 掃
10	土木施設清掃・除草	01	舗 装 道 機 械 清 掃
		02	雨 水 排 水 施 設 機 械 清 掃
		03	土 木 施 設 維 持 管 理 業 務
		04	海 面 清 掃
11	公 園 清 掃	01	公 園
		02	便 所
12	土 木 施 設 管 理	01	下 水 管 ・ 雨 水 管 調 査
13	上工水道施設管理	01	浄 水 場 内 特 殊 施 設
		02	水 道 管 路 施 設
		03	そ の 他 上 工 水 道 施 設
14	植 物 管 理	01	除 草 ・ 草 刈
		02	草 地 管 理
		03	樹 木 管 理
		04	草 花 管 理
		05	チ ッ プ 堆 肥 化
15	害 虫 等 駆 除	01	建物（ねずみ・衛生害虫駆除）
		02	樹 木
		03	白 蟻 防 除
		04	鳥 害 駆 除
		05	蜂 駆 除

			16	廃 棄 物 処 理	01	一般廃棄物（収集・運搬）
					02	一 般 廃 棄 物 （ 処 分 ）
					03	産業廃棄物（収集・運搬）
					04	産 業 廃 棄 物 （ 処 分 ）
					05	特別管理産業廃棄物（収集・運搬）
					06	特別管理産業廃棄物（処分）
					07	そ の 他 廃 棄 物 処 理
			17	警 備	01	施 設 警 備
					02	機 械 警 備
					03	そ の 他 警 備
			18	受 付 ・ 案 内	01	受 付 （ 庁 舎 ・ 施 設 ）
					02	電 話 交 換
					04	駐車場管理・運営（警備業法適用外）
					05	その他受付・案内
	02	機械等施設点検・運転操作 （プラント設備等に係るものを含む。）	01	施設保守点検整備	01	上 工 水 道 施 設 保 守 点 検
					02	下 水 道 施 設 保 守 点 検 整 備
					03	大規模ポンプ施設保守点検
					04	中小規模ポンプ施設保守点検
					05	河 川 浄 化 施 設 保 守 点 検
					06	野球場施設（夜間照明施設、電光 掲示板スコアボード）保守点検
					07	噴 水 施 設 保 守 点 検
					08	プ ール（大規模）施設保守点検
					09	共 同 溝 施 設 保 守 点 検
					10	水 門 等 施 設 保 守 点 検
					11	天井クレーン施設保守点検
					12	そ の 他 保 守 点 検 整 備
			02	船舶等保守点検	01	船 舶 等 保 守 点 検
			03	施設運転操作管理	01	電気設備等運転操作管理
					02	空調等設備運転操作管理
					03	上工水道施設運転操作管理
					04	防 災 監 視
					05	下水道施設運転操作管理
					06	そ の 他 運 転 操 作 管 理
	03	運 搬 請 負	01	運 搬 ・ 保 管	01	事 務 所 移 転
					02	美 術 品 ・ 楽 器 運 搬
					03	土 砂 運 搬

				04	保 管
		02	運 行 代 行	01	一 般 貨 物 輸 送
				02	海 上 輸 送
				03	そ の 他 運 行 代 行
		03	梱 包 ・ 発 送	01	梱 包 作 業
				02	ダ イ レ ク ト メ ー ル
				03	宅 配 便
				04	そ の 他 梱 包 ・ 発 送
04	映画等制作・広告・催事、印刷	01	映画・ビデオ制作	01	映 画
				02	ビ デ オ
				03	テ レ ビ 番 組
		02	広 告 代 行	01	総 合 広 告 代 行
				02	各 種 広 告 企 画
				03	ホ ー ム ペ ー ジ 作 成
		03	催 事	01	総 合 イ ベ ン ト
				02	イ ベ ン ト 企 画
				03	会 場 設 営
				04	展 示 ・ 音 響 ・ 舞 台 照 明 ・ 操 作 等
		04	印 刷 ・ デ ザ イ ン	01	デ ザ イ ン 企 画 印 刷
				02	マ ル チ メ デ ィ ア 企 画 ・ 制 作
				03	デ ザ イ ン
				04	展 示 物 品 等 の 製 作
05	図 面 製 作	01	図 面 製 作	01	図 面 製 作
				02	写 図
				03	地 図 製 作
				04	案 内 図 作 成
				05	そ の 他 図 面 製 作
06	医 療	01	医 療 事 務	01	医 療 事 務
07	医療・理化学機器保守等	01	機 器 保 守	01	医療・試験検査、理化学機器等保守
		02	滅 菌	02	医 療 器 具 等 の 滅 菌
08	給 食 ・ 配 膳	01	給 食 ・ 配 膳 作 業	01	病 院 給 食
				02	学 校 給 食
				03	食 器 洗 浄
09	環境調査・検査その他の調査・検査	01	環 境 調 査 ・ 検 査	01	計量証明事業に係る調査・検査
		02	土 壌 汚 染 状 況 調 査	01	土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 調 査
				02	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査

		03	そ の 他 調 査	01	そ の 他 環 境 に 係 る 調 査
		04	そ の 他 検 査	01	理 化 学 検 査
				02	作 業 環 境 測 定
				03	放 射 能 測 定
				04	臨 床 検 査
				05	集 団 検 診
				06	そ の 他 検 査
10	情 報 処 理	01	情 報 処 理	01	シ ス テ ム 企 画 ・ 開 発
				02	シ ス テ ム 運 用 ・ 保 守
				03	デ ー タ 入 力 ・ 作 成
				04	情 報 処 理 サ ー ビ ス
				07	シ ス テ ム 監 査
				08	そ の 他 情 報 処 理
11	ク リ ー ニ ン グ	01	医 療 関 連 ク リ ー ニ ン グ	01	基 準 寝 具 類
				02	基 準 寝 具 類 以 外 の 医 療 物 品 (白 衣、手 術 衣 等)
		02	そ の 他 ク リ ー ニ ン グ	01	寝 具
				02	作 業 着
				03	寝 具
				04	防 災 加 工
				05	そ の 他 ク リ ー ニ ン グ
12	賃 貸	01	建 物 等 賃 貸	01	建 物
				02	樹 木
		02	事 務 用 品 賃 貸	01	機 械 器 具
				02	情 報 処 理 用 機 器
				03	複 写 機 (複 写 サ ー ビ ス を 含 む)
				04	フ ァ ク シ ミ リ
				05	そ の 他 事 務 用 品
		03	医 療 機 器 賃 貸	01	基 準 寝 具 等
				02	医 療 機 器
		04	自 動 車 賃 貸	01	自 動 車
		05	そ の 他 の 賃 貸	01	そ の 他 賃 貸
13	そ の 他 代 行	01	旅 行	01	旅 行
		02	翻 訳 ・ 通 訳	01	翻 訳 ・ 通 訳
		03	速 記	01	速 記
		04	動 植 物 飼 育	01	動 植 物 飼 育
		05	楽 器 調 律	01	楽 器 調 律
		06	図 書 等 整 理	01	図 書 等 整 理

		07	人 材 派 遣	01	人 材 派 遣
		08	筆 耕 ・ タ イ プ	01	筆 耕 ・ タ イ プ
		09	研 修	01	研 修
		10	採 水	01	採 水
		11	土 地 家 屋 調 査	01	土 地 家 屋 調 査
		12	不 動 産 鑑 定	01	不 動 産 鑑 定
		13	託 児 業 務	01	託 児 業 務
		14	放置車両確認事務	01	放 置 車 両 確 認 事 務
		15	電力供給・売買	01	電 力 供 給 ・ 売 買
		16	電 気 通 信 事 業	01	電 気 通 信 事 業
		17	各種施策研究・調査	01	各 種 施 策 研 究 ・ 調 査
		18	災 害 対 策	01	災 害 対 策
		19	建物・構造物各種調査	01	建 物 ・ 構 造 物 各 種 調 査
		20	そ の 他	01	そ の 他

(契約管財局契約部工事契約担当)

(契約管財局契約部物品等契約担当)



大阪市告示第1213号

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第8条に定める、平成23年度における測量・建設コンサルタント等（政府調達協定の適用を受けるものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の資格審査の申請の方法は次のとおりとする。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

第1 資格審査の申請時期及び方法

測量・建設コンサルタント等に係る入札に参加しようとする者は、次の申請時期に、業者登録システム（本市が行う入札参加資格審査に関する事務を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札参加資格審査の申請（以下「システム申請」という。）を行なわなければならない。

また、新規に申請する者は、上記の手続き後、第2に掲げる書類を提出しなければならない。

1 申請時期（随時申請）

申 請 期 間	承 認 年 月 日
平成23年2月1日から平成23年4月30日まで	平成23年6月1日

平成23年5月1日から平成23年7月31日まで	平成23年9月1日
平成23年8月1日から平成23年10月31日まで	平成23年12月1日
平成23年11月1日から平成24年1月31日まで	平成24年3月1日

ただし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く。

2 申請方法

次のホームページより、申請期間内にシステム申請し、第2に掲げる書類が必要な者については、申請期間終了日の翌日から7日以内に必着するように、次に定める場所へ送付しなければならない。

ただし、申請時間は午前9時から午後5時30分までとする。

ホームページアドレス <http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>

送付先 〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当

第2 提出書類（新規申請業者のみ）

- 1 使用印鑑届（入札・見積、契約の締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑を届けるもの）
- 2 印鑑証明書及び印鑑登録証明書（法人にあっては代表者、個人にあっては本人のもの。申請日より3か月以内に発行されたもの）

第3 有資格者への通知

資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた申請者に対しては、第1のとおり申請期間ごとに承認年月日を定め、入札参加資格の承認を業者登録システムにより通知する。

第4 承認期間

第1の各承認年月日から平成24年3月31日までとする。

登 録 種 目

「測量・建設コンサルタント等」関係

登 録 種 目		登 録 部 門 等	
100	測 量		
200	地 質 調 査		
300	建 築 設 計 ・ 監 理	301	一 級
		302	二 級
400	設 備 設 計 ・ 監 理		
500	建設コンサルタント	501	河川、砂防及び海岸・海洋
		502	港 湾 及 び 空 港
		503	電 力 土 木
		504	道 路
		505	鉄 道
		506	上水道及び工業用水道

		507	下 水 道
		508	農 業 土 木
		509	森 林 土 木
		510	造 園
		511	都 市 計 画 及 び 地 方 計 画
		512	地 質
		513	土 質 及 び 基 礎
		514	鋼 構 造 及 び コ ン ク リ ー ト
		515	ト ン ネ ル
		516	施 工 計 画、施 工 設 備 及 び 積 算
		517	建 設 環 境
		518	機 械
		519	水 産 土 木
		520	電 気 電 子
		521	廃 棄 物
600	補償コンサルタント	601	土 地 調 査
		602	土 地 評 価
		603	物 件
		604	機 械 工 作 物
		605	営 業 補 償 ・ 特 殊 補 償
		606	事 業 損 失
		607	補 償 関 連

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第1214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画高度地区を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 都市計画の種類
高度地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

大阪市東成区中本三丁目、中本五丁目、大今里西一丁目から大今里西三丁目まで、東中本二丁目、東中本三丁目、大今里一丁目、大今里三丁目及び大今里南一丁目、生野区勝山南四丁目、舍利寺一丁目から舍利寺三丁目まで、林寺五丁目、林寺六丁目、田島一丁目から田島六丁目まで、中川一丁目、中川二丁目、中川四丁目、中川六丁目及び中川西一丁目から中川西三丁目まで並びに東住吉区今林一丁目から今林三丁目まで及び杭全一丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画担当

(計画調整局計画部都市計画担当)

大阪市告示第1215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画防火地域及び準防火地域を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

大阪市東成区中本三丁目、中本五丁目、大今里西一丁目から大今里西三丁目まで、東中本二丁目、東中本三丁目、大今里一丁目、大今里三丁目及び大今里南一丁目、生野区勝山南四丁目、舍利寺一丁目から舍利寺三丁目まで、林寺五丁目、林寺六丁目、田島一丁目から田島六丁目まで、中川一丁目、中川二丁目、中川四丁目、中川六丁目及び中川西一丁目から中川西三丁目まで並びに東住吉区今林一丁目から今林三丁目まで及び杭全一丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画担当

(計画調整局計画部都市計画担当)

大阪市告示第1216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画生産緑地地区を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

大阪市東淀川区淡路三丁目、生野区巽南五丁目、鶴見区焼野二丁目、住吉区荻田三丁目、東住吉区住道矢田六丁目並びに平野区喜連二丁目、喜連東二丁目、瓜破三丁目、加美北四丁目、長吉川辺二丁目及び長吉六反一丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画担当

（計画調整局計画部都市計画担当）

大阪市告示第1217号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

・認定年月日及び認定番号

平成22年10月19日 第372号

・認定区域の名称

ファミリーハイツ城東

・認定区域の位置

大阪市城東区放出西1丁目35番

（計画調整局建築指導部建築企画担当）

大阪市告示第1218号

大阪市立青少年センターについて、大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号）第14条第3項の規定に基づき、設備の保守点検及び定期清掃のため、平成22年11月16日（火）（宿泊室においては、平成22年11月16日（火）から同月18日（木）まで）を、臨時休館することを承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

（こども青少年局企画部青少年事業企画担当）

**大阪市告示第1219号**

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項並びに大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、大阪市公園条例第9条第3項並びに大阪市立プール条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成22年11月1日（月）	午前8時から午後6時まで
長居第2陸上競技場	平成22年11月1日（月）	午前9時から午後6時まで
長居球技場練習室	平成22年11月1日（月）	午前9時から午後5時まで
	平成22年11月8日（月）	
	平成22年11月15日（月）	
	平成22年11月22日（月）	
	平成22年11月29日（月）	
長居プール 水泳場 (25メートルプール)	平成22年11月15日（月）	午後1時から午後4時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場及び 長距離走路を除く。)	平成22年11月13日（土）から 同月14日（日）まで	午前7時から午後9時まで

長居第2陸上競技場	平成22年11月3日（水）	午前7時から午後9時まで
	平成22年11月5日（金）から 同月7日（日）まで	
	平成22年11月13日（土）から 同月14日（日）まで	午前8時から午後9時まで
	平成22年11月23日（火）	
長居球技場	平成22年11月6日（土）	午前7時から午後10時まで
	平成22年11月13日（土）から 同月14日（日）まで	午前7時から午後9時まで
	平成22年11月17日（水）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成22年11月20日（土）	
	平成22年11月21日（日）	午前7時から午後9時まで
	平成22年11月23日（火）	
	平成22年11月27日（土）	
長居相撲場	平成22年11月6日（土）	午前7時から午後10時まで
	平成22年11月17日（水）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成22年11月20日（土）	
長居庭球場	平成22年11月1日（月）から 同月5日（金）まで	午前9時から午後10時まで
	平成22年11月8日（月）から 同月12日（金）まで	
	平成22年11月15日（月）から 同月19日（金）まで	
	平成22年11月22日（月）から 同月26日（金）まで	
	平成22年11月29日（月）から 同月30日（火）まで	
長居陸上競技場 トレーニング場	平成22年11月2日（火）	午前9時から午後9時30分まで
	平成22年11月3日（水）	午前9時から午後6時まで
	平成22年11月4日（木）から 同月6日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成22年11月7日（日）	午前9時から午後6時まで
	平成22年11月9日（火）から 同月13日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成22年11月14日（日）	午前9時から午後6時まで
	平成22年11月16日（火）から 同月20日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成22年11月21日（日）	午前9時から午後6時まで
	平成22年11月23日（火）	

	平成22年11月24日（水）から 同月27日（土）まで	午前9時から午後9時30 分まで
	平成22年11月28日（日）	午前9時から午後6時ま で
	平成22年11月30日（火）	午前9時から午後9時30 分まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第1220号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
韋テニスセンター	平成22年11月1日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成22年11月15日（月）	
	平成22年11月22日（月）	
	平成22年11月29日（月）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第1221号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成22年11月1日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成22年11月8日（月）	
	平成22年11月15日（月）	
	平成22年11月22日（月）	
	平成22年11月29日（月）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第1222号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成22年11月15日（月）	午前9時から午後9時まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

**大阪市告示第1223号**

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場	平成22年11月1日（月）	午後0時30分から午後5時 20分まで
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場	平成22年11月8日（月） 平成22年11月15日（月） 平成22年11月22日（月）	
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室	平成22年11月29日（月）	
		午後1時から午後5時20分 まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

**大阪市告示第1224号**

大阪市立西スポーツセンターについて、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、平成22年11月6日（土）の臨時休場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1225号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 生野スポーツセンター 第1体育場	平成22年11月8日（月） 平成22年11月15日（月）	午後1時30分から午後4時 20分まで
大阪市立 生野スポーツセンター 第2体育場	平成22年11月22日（月） 平成22年11月29日（月）	午前10時30分から午前11時 30分まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1226号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター 第1体育場	平成22年11月1日（月）	午後3時30分から午後9時 30分まで
	平成22年11月8日（月）	
	平成22年11月15日（月）	
	平成22年11月29日（月）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1227号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第1体育場	平成22年11月1日（月）	午前9時から午後1時まで 及び午後4時から午後9時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第2体育場	平成22年11月8日（月） 平成22年11月15日（月） 平成22年11月22日（月）	午前9時から午後3時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 多目的室	平成22年11月29日（月）	午前9時から正午まで及び 午後4時30分から午後7時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



大阪市告示第1228号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、第4条第2項により読み替えられた第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	平成22年11月2日（火）から 同月3日（水）まで	午前8時から午後9時まで
	平成22年11月4日（木）	午前7時30分から午後9時まで
	平成22年11月7日（日）	午前8時から午後9時まで
	平成22年11月27日（土）から 同月28日（日）まで	
大阪市中央体育館 第2体育場	平成22年11月27日（土）から 同月28日（日）まで	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



大阪市告示第1229号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5

条第2項により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、第5条第2項により読み替えられた第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立修道館	平成22年11月6日（土）	午前9時から午後7時まで
	平成22年11月13日（土）	
	平成22年11月20日（土）	
	平成22年11月27日（土）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第1230号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートル プール）	平成22年11月10日（水）	午後3時から午後6時まで
	平成22年11月17日（水）	
	平成22年11月24日（水）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25 メートル プール） トレーニング場 体育場	平成22年11月 1 日（月） から 同月30日（火）まで	午前 9 時から午後10時ま で
大阪市立下福島プール 水泳場（25 メートル プール） トレーニング場		
備考 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号） に規定する休日は除く。		

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第1231号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール アイススケート場	平成22年11月 8 日（月）	午後 6 時から午後 9 時まで
	平成22年11月22日（月）	
	平成22年11月29日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール アイススケート場	平成22年11月 4 日（木）から 同月 5 日（金）まで	午前 9 時から午後10時15分まで
	平成22年11月 9 日（火）から 同月11日（木）まで	
	平成22年11月13日（土）から 同月14日（日）まで	午前 8 時から午後 9 時まで
	平成22年11月16日（火）から 同月19日（金）まで	午前 9 時から午後10時15分まで
	平成22年11月20日（土）	午前 9 時から午後10時まで
	平成22年11月21日（日）	午前 9 時から午後10時15分まで
	平成22年11月24日（水）から 同月26日（金）まで	
	平成22年11月28日（日）	
	平成22年11月30日（火）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

**大阪市告示第1232号**

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立真田山プール アイススケート場	平成22年11月27日（土）から 同月28日（日）まで	午前8時30分から午後6時まで
	平成22年11月30日（火）	午前9時から午後6時まで
	平成22年12月27日（月）から 同月28日（火）まで	午前8時30分から午後6時まで
	平成22年12月29日（水）から 同月30日（木）まで	午前9時から午後6時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立真田山プール アイススケート場	平成22年12月1日（水）から 同月3日（金）まで	午前9時から午後6時まで
	平成22年12月4日（土）から 同月5日（日）まで	午前8時30分から午後6時まで
	平成22年12月7日（火）から 同月10日（金）まで	午前9時から午後6時まで
	平成22年12月11日（土）から 同月12日（日）まで	午前8時30分から午後6時まで
	平成22年12月14日（火）から 同月17日（金）まで	午前9時から午後6時まで
	平成22年12月18日（土）から 同月19日（日）まで	午前8時30分から午後6時まで
	平成22年12月21日（火）から 同月23日（木）まで	午前9時から午後6時まで
	平成22年12月24日（金）	午前9時から午後8時まで
	平成22年12月25日（土）	午前8時30分から午後8時まで
	平成22年12月26日（日）	午前8時30分から午後6時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1233号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承

認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成22年11月1日（月）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで
	平成22年11月8日（月）	
	平成22年11月15日（月）	
	平成22年11月22日（月）	
	平成22年11月29日（月）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後10時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成22年11月2日（火）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで
	平成22年11月3日（水）	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成22年11月4日（木）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後10時30分まで
	平成22年11月5日（金）	午前6時15分から翌日午前2時まで
	平成22年11月6日（土）	午前6時30分から午後10時30分まで
	平成22年11月7日（日）	午前6時から午後10時30分まで
	平成22年11月9日（火）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成22年11月10日（水）から 同月11日（木）まで	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後10時30分まで
	平成22年11月12日（金）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成22年11月13日（土）	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成22年11月14日（日）	午前6時から翌日午前0時まで
	平成22年11月16日（火）	午前6時15分から午後10時30分まで

平成22年11月17日（水）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで
平成22年11月18日（木）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後10時30分まで
平成22年11月19日（金）	午前6時15分から翌日午前2時まで
平成22年11月20日（土）	午前6時30分から翌日午前2時まで
平成22年11月21日（日）	午前6時から午後10時30分まで
平成22年11月23日（火）	午前6時30分から午後10時30分まで
平成22年11月24日（水）から 同月25日（木）まで	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後10時30分まで
平成22年11月26日（金）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
平成22年11月27日（土）	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
平成22年11月28日（日）	午前6時から午後10時30分まで
平成22年11月30日（火）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後10時30分まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第1234号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淀川屋内 プール 水泳場 トレーニング場	平成22年11月1日（月）から 同月2日（火）まで	午前9時から午後9時45分 まで
	平成22年11月5日（金）	
	平成22年11月6日（土）から 同月7日（日）まで	午前9時から午後7時30分 まで
	平成22年11月8日（月）から 同月10日（水）まで	午前9時から午後9時45分 まで

	平成22年11月12日（金）	
	平成22年11月13日（土）から 同月14日（日）まで	午前 9 時から午後 7 時30分 まで
	平成22年11月15日（月）から 同月17日（水）まで	午前 9 時から午後 9 時45分 まで
	平成22年11月19日（金）	
	平成22年11月20日（土）から 同月21日（日）まで	午前 9 時から午後 7 時30分 まで
	平成22年11月22日（月）	午前 9 時から午後 9 時45分 まで
	平成22年11月23日（火）	午前 9 時から午後 7 時30分 まで
	平成22年11月24日（水）	午前 9 時から午後 9 時45分 まで
	平成22年11月26日（金）	
	平成22年11月27日（土）から 同月28日（日）まで	午前 9 時から午後 7 時30分 まで
	平成22年11月29日（月）から 同月30日（火）まで	午前 9 時から午後 9 時45分 まで
大阪市立淀川屋内 プール 水泳場	平成22年11月 3 日（水）	午前 9 時から午後 7 時30分 まで
大阪市立淀川屋内 プール トレーニング場		午前 9 時から午後 8 時30分 まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第1235号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバーサル・シティウォーク大阪
大阪市此花区島屋6丁目2番61号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
住友商事株式会社 代表取締役 加藤 進
東京都中央区晴海1丁目8番11号
- (3) 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地

(変更前) 株式会社WDI JAPAN 代表取締役 清水 謙
東京都港区六本木5丁目5番1号ロアビル9階
他19名

(変更後) 株式会社WDI JAPAN 代表取締役 清水 謙
東京都港区六本木5丁目5番1号ロアビル9階
他19名

(4) 変更年月日

平成22年10月8日

2 届出年月日

平成22年10月18日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部商業振興担当

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

(2) 期間

平成22年10月29日(金)から平成23年3月1日(火)まで

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年3月1日(火)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済局産業振興部商業振興担当)

大阪市告示第1236号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 指定する区域

別図のとおり

(大阪市福島区海老江三丁目24番2の一部)

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

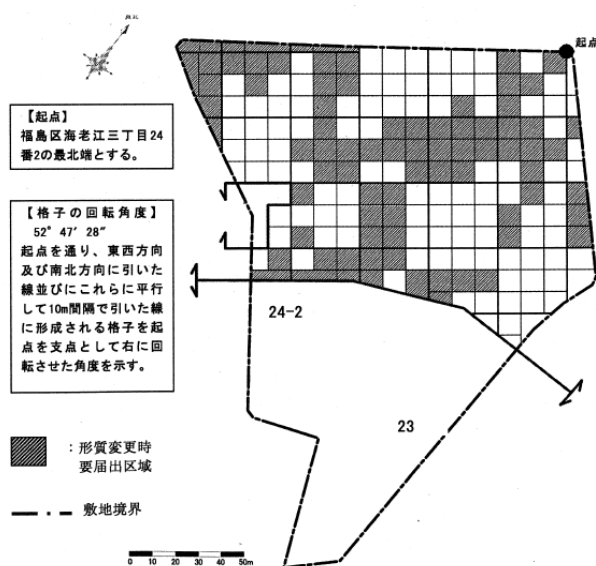
六価クロム化合物

鉛及びその化合物

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の
名称

鉛及びその化合物

別 図



(環境局環境保全部土壤水質担当)

大阪市告示第1237号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成22年大阪市告示第674号により指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「形質変更時要届出区域」という。）の全部の指定を解除する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

大阪市生野区巽北二丁目59番3

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

六価クロム化合物

(環境局環境保全部土壤水質担当)

大阪市告示第1238号

大阪市難波土地区画整理組合より、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、新たに施行地区となるべき区域の公告申請があったので、同条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により次の事項を公告する。

なお、新たに施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有するものは、土地区画整理法第39条第2項において準用する同法第19条第3項の規定に基づき、この公告があった日から1ヶ月以内に大阪市長に借地権の申告をしなければならない。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

新たに施行地区となるべき区域

大阪市浪速区敷津東2丁目2番1の一部

（都市整備局企画部民間開発担当）

~~~~~

**大阪市告示第1239号**

大阪市難波土地区画整理組合より、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、新たに施行地区となるべき区域の公告申請があったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により、その区域を表示する図面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 縦覧期間

平成22年10月29日から平成22年11月11日まで

2 縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで

（大阪市の休日を定める条例第1条第1項に掲げる日を除く。）

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所6階

大阪市都市整備局企画部民間開発担当

（都市整備局企画部民間開発担当）

~~~~~

大阪市告示第1240号

平成22年10月18日付けをもって次の者を大阪市阿倍野B2地区市街地再開発

審査会委員に任命したので、大阪都市計画事業阿倍野地区第2種市街地再開発事業施行規程（昭和56年大阪市条例第82号）第14条の規定に基づき公告する。

平成22年10月29日

大阪都市計画事業阿倍野B2地区
第2種市街地再開発事業
施行者 大 阪 市
代表者 大阪市長 平 松 邦 夫

氏 名	住 所	種別
大島 憲明	京都府城陽市寺田尺後1番地の35	1号委員

（都市整備局阿倍野再開発事務所事業担当）



大阪市告示第1241号

平成22年10月18日付けをもって次の者を大阪市阿倍野C1-1地区市街地再開発審査会委員に任命したので、大阪都市計画事業阿倍野地区第2種市街地再開発事業施行規程（昭和56年大阪市条例第82号）第14条の規定に基づき公告する。

平成22年10月29日

大阪都市計画事業阿倍野C1-1地区
第2種市街地再開発事業
施行者 大 阪 市
代表者 大阪市長 平 松 邦 夫

氏 名	住 所	種別
大島 憲明	京都府城陽市寺田尺後1番地の35	1号委員
小長谷 一之	大阪府箕面市桜ヶ丘4丁目12番63号	1号委員
徳尾野 徹	大阪府高石市東羽衣3丁目4番29-506号	1号委員
野田 邦子	大阪市北区西天満1丁目8番9-2908号	1号委員
善本 かほり	大阪市中央区糸屋町1丁目2番11-3704	1号委員

（都市整備局阿倍野再開発事務所事業担当）



大阪市告示第1242号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

路 線 名	起 点
	終 点
淀 川 南 岸 線	北区中津7丁目47番地
	福島区海老江8丁目76番地 (参考図参照)

(建設局管理部管理担当)



大阪市告示第1243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

路 線 名	区 間	敷 地 の	敷 地 の
		幅 員	延 長
淀 川 南 岸 線	北区中津7丁目 47番地から	m	m
	福島区海老江8丁目 76番地まで (参考図参照)	14.46～ 40.80	2,298.45

(建設局管理部管理担当)

参 考 図

凡 例

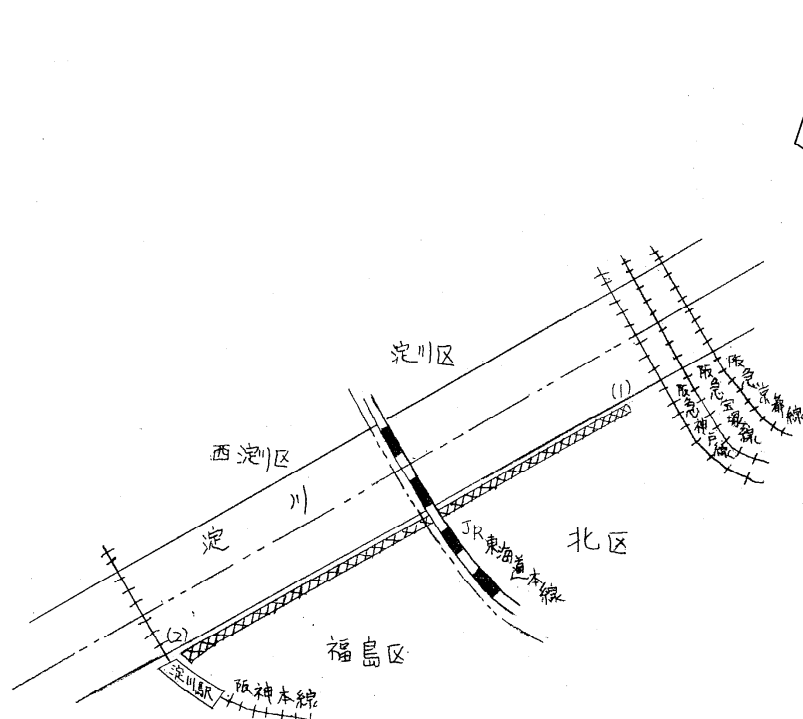


新たに道路となる部分（ただし供用開始は保留する。）



区 界

北 区 ・ 福 島 区



説 明

淀川南岸線

(1) (2)間

大阪市告示第1244号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成22年11月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
自動二輪車 (外国車 銀色)	住吉区我孫子2丁目14番先

(建設局管理部路上違反物件担当)

大阪市告示第1245号

大阪市立有料自転車駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成19年大阪市条例第102号）第2条第2項、第4条第3項及び同条第4項の規定に基づき、平成22年11月1日からの設定を次のとおり承認したので、第2条第4項及び第4条第5項の規定に基づき、入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額を公告する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 入庫及び出庫の受付日及び受付時間

自転車駐車場名称	受付日	受付時間
新深江駅自転車駐車場	1月1日から12月31日まで	午前6時から午後9時まで

2 利用料金

i 一時利用料金

自転車駐車場名称	自転車	原動機付自転車
新深江駅自転車駐車場	150 円	200 円

ii 回数利用料金

自転車駐車場名称	自転車	
	11 回分	24 回分
新深江駅自転車駐車場	1,500 円	3,000 円

iii 定期利用料金（自転車）

自転車 車駐 車場 名称	一般区画						特定区画					
	1 月		3 月		6 月		1 月		3 月		6 月	
	一般	高校 生以 下	一般	高校 生以 下	一般	高校 生以 下	一般	高校 生以 下	一般	高校 生以 下	一般	高校 生以 下
新 深 江 駅 自 転 車 駐 車 場	2,000 円	1,700 円	5,700 円	4,800 円	11,000 円	9,300 円	1,800 円	1,500 円	5,100 円	4,300 円	9,900 円	8,300 円

備考

- 1 この表において「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車に適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして市長が特に指定する区画をいう。
- 2 この表において「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち1に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。
- 3 この表において「高校生以下」とは、次のいずれかに該当し、かつ、第5条の規定の適用を受けない者をいう。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在学する者
 - (2) 法第1条に規定する高等専門学校の第1学年、第2学年又は、第3学年に在学する者
 - (3) 法第124条に規定する専修学校の高等課程又は一般課程に在学する満19歳未満の者
 - (4) 法第134条第1項に規定する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものに限る。）のうち(1)に掲げる学校に準ずると認められるものに在学する者
 - (5) 法第134条第1項に規定する各種学校（(4)に掲げる学校を除く。）に在学する19歳未満の者

iv 定期利用料金（原動機付自転車）

自転車駐車場名称	1 月	3 月	6 月
新深江駅自転車駐車場	3,000円	8,500円	16,500円

(建設局管理部放置自転車対策担当)



大阪市告示第1246号

次の施設について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成22年条例第30号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成22年11月1日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成22年10月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 有料自転車駐車場の利用料金

(1) 一時利用料金

自転車駐車場	自転車
粉浜駅自転車駐車場	100 円

(建設局管理部放置自転車対策担当)

